

第91回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

■ 開催日時

平成28年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階「鶴東の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照の上、ご来場下さい。）
会場の部屋が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

証券コード 5711
平成28年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

 **三菱マテリアル株式会社**

取締役社長 竹内 章

第91回定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰り合わせご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数ながら以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに当社に到達するようご送付下さい。（同封の「議決権行使書面・記載面保護シール」をご利用下さい。）

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使】

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までにインターネットにより賛否をご入力下さい。

敬 具

おって、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面を会場受付へご提出下さい。

再 拝

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階「鶴東の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照の上、ご来場下さい。）
会場の部屋が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

- 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとさせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出下さい。

5. 当社ホームページに掲載する事項

- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款の定めに従い、以下の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人は、連結計算書類及び計算書類として、添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表も監査しております。
- 万一、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正をすべき事情が生じた場合は、以下の当社ホームページに掲載して周知いたします。
<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/ir/index.html>

以 上

株主総会参考書類(5頁～44頁)をご検討の上、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書面)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使書面に賛否をご表示の上、ご投函下さい。
平成28年6月28日(火曜日)午後6時到着分まで有効です。
(同封の「議決権行使書面・記載面保護シール」をご利用下さい。)

議決権行使書面		議決権の数 例		株主総会の日における株式数	株
三菱マテリアル株式会社 御中		第 1 号	賛否	否	
		第 2 号	賛否	否	
		第 3 号	賛否	否	
		第 4 号	賛否	否	
		第 5 号	賛否	否	
		第 6 号	賛否	否	切

私は、平成28年6月29日開催の三菱マテリアル株式会社第91回定時株主総会（継続または延会を含む）における各案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使します。

平成28年 月 日

各議案につき、賛否の表示がある場合は、賛否の表示があるものとみなす。

三菱マテリアル株式会社

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する下記の議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

<http://www.evotest.jp/>

議決権行使期限は平成28年6月28日(火曜日)午後6時までとなります。

詳細は次の頁をご参照下さい。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ*)から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)
※「iモード」は ㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使の期限は、**平成28年6月28日(火曜日)の午後6時まで**となっておりますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せ下さい。

インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これら料金も株主様のご負担となります。

システム等
に関する
お問合せ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ **0120-173-027**

受付時間 **9:00~21:00、通話料無料**

機関投資家
の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

● 議案及びその参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成12年に執行役員制度を導入して以来、取締役及び執行役員のなかから各部門の業務執行を統括する者（以下「担当役員」といいます。）を定めた上で、取締役社長が業務執行全般を統理する体制をとっております。
- 今般、グローバル競争力を強化するため業務執行体制の機動性の向上を図るとともに、業務執行体制の明確化を図るため、当社定款の定めを次のとおり変更するものであります。
- (a) 取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるよう、変更案第24条（代表取締役及び役付役員）第2項のとおりに変更するものであります。また、社長執行役員を定めたときは取締役社長を置かないことから、変更案第15条（株主総会の招集者及び議長）及び第25条（取締役会の招集者及び議長）のとおりに変更するものであります。
- (b) 現在、担当役員は取締役（取締役会長・取締役社長以外の役付取締役）と執行役員の双方で構成されているところ、今後は取締役が担当役員となる場合は原則として執行役員に就任させ、各部門の業務執行を一律に執行役員が担う形に整理することで、当社の業務執行体制を明確にすることとしております。これに伴い、会長・社長を除く役位は、執行役員のみが付与するため、現行定款第24条（代表取締役及び役付取締役）に定める「取締役副社長」及び「常務取締役」を廃止するものであります。
- (c) 上記(b)のとおりに役付取締役を一部廃止することに伴い、役付取締役以外の取締役からも代表取締役を選定できるよう、変更案第24条（代表取締役及び役付役員）第1項のとおりに変更するものであります。
- (d) 執行役員の選任方法及び役割を明確にするため、変更案第30条（執行役員）を新設するものであります。

- (2) 全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一するため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、次のとおり、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を変更するとともに、第2号議案（株式併合の件）に伴い、発行可能株式総数を変更するものであります。
- (a) 発行可能株式総数を34億株から3億4千万株にするため、変更案第5条（発行可能株式総数）のとおりに変更するものであります。
 - (b) 単元株式数を1,000株から100株にするため、変更案第7条（単元株式数）のとおりに変更するものであります。
 - (c) 第5条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）の変更は、本年10月1日をもってその効力が発生するものとし、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 変更案第30条（執行役員）の新設に伴い、現行定款第30条～第45条を第31条～第46条に順次繰り下げるものであります。

なお、第5条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）の変更並びに附則の新設は、第2号議案（株式併合の件）が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第5条 この会社の発行可能株式総数は、<u>34億株</u>とする。 （単元株式数） 第7条 この会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第5条 この会社の発行可能株式総数は、<u>3億4千万株</u>とする。 （単元株式数） 第7条 この会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。

(株主総会の招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が、取締役会の決議に基づいて招集し、議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

第4章 取締役及び取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 この会社、に、取締役社長1名を置く。

2 取締役社長は、取締役会の決議によって定め、代表取締役とする。

3 この会社、に、取締役会長1名、取締役副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。

4 取締役会長、取締役副社長及び常務取締役は、取締役会の決議によって定める。

5 前項の役付取締役の中から、取締役会の決議によって代表取締役を選定することができる。

(株主総会の招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が、取締役会の決議に基づいて招集する。取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

2 株主総会は、取締役社長が議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。取締役社長が欠員のときは、社長執行役員が議長となる。社長執行役員に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、取締役がこれに代わる。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(代表取締役及び役付役員)

第24条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって取締役社長または社長執行役員1名を定め、取締役社長は代表取締役とする。

3 取締役会の決議によって取締役会長1名を定めることができる。

(削除)

(削除)

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

第30条～第45条 (省略)

(新設)

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(執行役員)

第30条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

第31条～第46条 (現行定款第30条～第45条のとおり)

附則

第5条及び第7条の変更は、平成28年10月1日をもって有効とし、本附則は、同日をもってこれを削除する。

第2号議案

株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

第1号議案（定款一部変更の件）が承認可決され、当社の単元株式数を変更した後も、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、(株)東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）も考慮し、当社株式について10株を1株に併合するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 併合の条件

本株式併合は、第1号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(4) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

3億4千万株

(注) 本株式併合により、株主の皆様がご所有の当社の株式数は、併合前の10分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主の皆様がご所有の当社株式の資産価値に変動はございません。

第3号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は、任期満了となりますので、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社外取締役1名増員を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当
1	や お ひろし 矢 尾 宏	取締役会長 再 任
2	たけ うち あきら 竹 内 章	取締役社長 (全般統理) 再 任
3	いい だ おさむ 飯 田 修	取締役副社長・金属事業カンパニー プレジデント (社長補佐、生産技術・アルミ事業関係担当) 再 任
4	お の なお き 小 野 直 樹	取締役副社長・セメント事業カンパニー プレジデント (社長補佐、環境・CSR・資源関係担当) 再 任
5	しば の のぶ お 柴 野 信 雄	常務取締役 (社長補佐、経営監査・経理・財務関係担当) 再 任
6	すず き やす のぶ 鈴 木 康 信	常務執行役員・経営戦略部門長 新 任
社 外 取 締 役 候 補 者		
7	おか もと ゆき お 岡 本 行 夫	取締役 独立役員 再 任
8	まつ もと たかし 松 元 崇	取締役 独立役員 再 任
9	とく のう ま り こ 得 能 摩 利 子	独立役員 新 任

や お ひろし
矢尾 宏 (昭和21年8月2日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和44年 4月 当社入社
平成16年 6月 常務取締役
同 18年 6月 取締役副社長
兼ユニバーサル製缶(株) 取締役社長
同 20年 4月 三菱アルミニウム(株) 取締役社長
同 22年 6月 当社取締役社長
同 27年 4月 取締役会長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

280,160株

1

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成27年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：4回／4回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

矢尾宏氏は、これまで主に加工事業関係の部署に在籍し、米国三菱マテリアル社取締役社長や経営企画室長を歴任。平成16年の常務取締役就任後は、経理・財務、海外関係、アルミ事業等の担当役員や、重要な子会社の取締役社長を経て、平成22年6月に当社取締役社長、平成27年4月には取締役会長に就任。

リーマンショックや東日本大震災等に際しての的確な事業の立て直しや米国セメント・超硬など主要事業の再編・強化等の実績を有するとともに、重要な社業を統括し、当事業・業務に関する豊富な知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、会社の重要事項の決定及び経営に対する監督の役割を果たす取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。



〈略歴及び当社における地位〉

昭和52年 4月 当社入社
平成21年 6月 常務取締役
同 26年 4月 取締役副社長
同 27年 4月 取締役社長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

119,590株

〈担当〉

全般統理

2

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成27年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：4回／4回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

竹内章氏は、これまで主に総務・人事関係の部署に在籍し、総務部門長や法務部門長を歴任。平成21年の常務取締役就任後は、広報・総務・環境・人事・安全衛生・関連事業関係等の担当役員を経て、平成27年4月に取締役社長に就任。

当社グループ体制の中核となる数多くの海外事業展開や国内事業再編等を推進し、事業基盤の強化を図ってきた実績を有するとともに、当社全般の業務を統理し、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、会社の重要事項の決定及び経営に対する監督の役割を果たす取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

いいだ おさむ
飯田 修 (昭和32年5月20日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和55年 4月 当社入社
平成22年 6月 直島製錬所長
同 23年 6月 執行役員・
銅事業カンパニー バイスプレジデント
同 25年 4月 常務執行役員・
銅事業カンパニー プレジデント
同 25年 6月 常務取締役・
銅事業カンパニー プレジデント
同 26年 4月 常務取締役・
金属事業カンパニー プレジデント
同 28年 4月 取締役副社長・
金属事業カンパニー プレジデント
(現)

〈所有する当社の株式数〉

52,514株

〈担当〉

社長補佐、
生産技術・アルミ事業関係担当

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成27年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：4回／4回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

飯田修氏は、これまで主に金属事業関係の部署に在籍し、銅事業カンパニー（現金金属事業カンパニー）製錬部長や直島製錬所長等を歴任。

平成25年6月の常務取締役就任後は、銅事業カンパニー プレジデント、安全衛生・生産技術関係担当役員として金属事業におけるリサイクル関連の収益基盤の確立や、安定・安全操業の推進等での実績を有するとともに、経営会議メンバーとして当社経営全般に携わる等、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験を有しており、会社の重要事項の決定及び経営に対する監督の役割を果たす取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。



〈略歴及び当社における地位〉

昭和54年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社
 平成21年 6月 当社東谷鉱山長
 同 23年 6月 米国三菱セメント社 取締役副会長
 MCCデベロップメント社 取締役副会長
 同 24年 6月 執行役員・
 米国三菱セメント社 取締役副会長
 MCCデベロップメント社 取締役副会長
 同 26年 4月 常務執行役員・
 セメント事業カンパニー プレジデント
 同 26年 6月 常務取締役・
 セメント事業カンパニー プレジデント
 同 28年 4月 取締役副社長・
 セメント事業カンパニー プレジデント
 (現)

〈所有する当社の株式数〉

36,604株

〈担当〉

社長補佐、
 環境・CSR・資源関係担当

〈重要な兼職の状況〉

(株)ピーエス三菱 社外取締役

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成27年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：4回／4回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

小野直樹氏は、これまで主にセメント事業関係の部署に在籍し、東谷鉱山長や米国三菱セメント社の副会長等を歴任。

平成26年6月の常務取締役就任後は、セメント事業カンパニー プレジデントとして生コンクリート事業との垂直統合を機軸とした米国セメント事業の拡大や、外部環境の変化に対応したグループ事業再編の推進等の実績を有するとともに、経営会議メンバーとして当社経営全般に携わる等、当社事業に関する豊富な知識・経験を有しており、会社の重要事項の決定及び経営に対する監督の役割を果たす取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

しば の のぶ お
柴野 信雄 (昭和32年3月13日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和55年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社
平成22年 6月 当社経理・財務部門長
同 23年 6月 執行役員・経理・財務部門長
同 24年 6月 執行役員・
電子材料事業カンパニー バイスプレジデント
同 27年 4月 常務執行役員
同 27年 6月 常務取締役 (現)

〈所有する当社の株式数〉

41,070株

〈担当〉

社長補佐、
経営監査・経理・財務関係担当

〈重要な兼職の状況〉

(株)マテリアルファイナンス 取締役
社長

5 〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成27年度)
定時：10回／10回 (100%) 臨時：3回／3回 (100%)

〈取締役候補者とした理由〉

柴野信雄氏は、これまで主に経理・財務関係の部署に在籍し、経理・財務部門長や電子材料事業カンパニー バイスプレジデント等を歴任。

平成27年6月の常務取締役就任後は、経営監査・経理・財務担当役員として当社グループの財務体質の一層の改善や内外投資家との対話の推進等の実績を有するとともに、経営会議メンバーとして当社経営全般に携わる等、当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、会社の重要事項の決定及び経営に対する監督の役割を果たす取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。



〈略歴及び当社における地位〉

昭和57年 4月 当社入社
平成18年 6月 銅事業カンパニー 企画管理部長
同 23年 6月 執行役員・
銅事業カンパニー バイスプレジデント
同 25年10月 執行役員・
銅事業カンパニー バイスプレジデント
インドネシア・カパー・スメルティング社
取締役副社長
同 26年 4月 執行役員・
金属事業カンパニー バイスプレジデント
インドネシア・カパー・スメルティング社
取締役副社長
同 27年 4月 常務執行役員・
経営戦略部門長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

32,620株

〈取締役候補者とした理由〉

鈴木康信氏は、これまで主に金属事業関係の部署に在籍し、銅事業カンパニー（現金金属事業カンパニー）原料部長やインドネシア・カパー・スメルティング社取締役副社長等を歴任。

平成27年4月の常務執行役員就任後は、経営戦略部門長として現中・長期経営計画の推進を図るとともにこれらに基づく各種M&A戦略の立案・実行等の実績を有し、また、経営会議メンバーとして当社経営全般に携わり、当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、会社の重要事項の決定及び経営に対する監督の役割を果たす取締役会の機能強化が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者

岡本 行夫 (昭和20年11月23日生)

独立役員 再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和43年 4月 外務省入省
平成 3年 1月 同省退官
同 3年 3月 (株)岡本アソシエイツ 代表取締役 (現)
同 12年 6月 当社取締役 (現)

〈所有する当社の株式数〉

139,155株

〈重要な兼職の状況〉

(株)岡本アソシエイツ 代表取締役
日本郵船(株) 社外取締役
(株)エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成27年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：4回／4回 (100%)

〈社外取締役候補者とした理由等〉

岡本行夫氏は、国際情勢に精通する専門家としての見地のほか、経営全般に関する見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

〈他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に在任中に当該株式会社で行われた法令・定款違反等 (過去5年間)〉

岡本行夫氏が平成26年6月まで社外監査役を務めていた三菱自動車工業(株)の複数の施設において、PCB (ポリ塩化ビフェニル) が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が平成24年9月から12月にかけて判明しました。

また、同氏が社外取締役を務めている日本郵船(株)は、特定自動車運送業務に関し、平成26年3月に独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成26年12月に米国司法省との間で、米国反トラスト法に違反した事実を認め、罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成27年12月に中国国家発展改革委員会から、同国独占禁止法に違反する行為があったとする決定を受けました。

同氏は、いずれの事実にも関与しておらず、日頃から法令遵守の視点に立ち注意を喚起しておりました。また、当該事実の判明後は、徹底した調査及び再発防止を指示するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めております。

なお、三菱自動車工業(株)において、同社製の軽自動車の型式認証取得に際して燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作が行われていたこと、及び走行抵抗の測定に際して国内法規で定められたものと異なる方法がとられていたこと等が平成28年4月以降に判明し、同社は外部専門家から構成される特別調査委員会による調査を実施しております。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社と(株)岡本アソシエイツとの間に取引関係はありません。
- (2) 当社は、日本郵船(株)との間に石炭輸送等の取引関係があります。
- (3) 当社は、(株)エヌ・ティ・ティ・データとの間にITサービスの提供等の取引関係があります。



〈略歴及び当社における地位〉

昭和51年 4月 大蔵省（現財務省）入省
平成15年 7月 同省大臣官房参事官
同 16年 7月 同省主計局次長
同 19年 7月 内閣府政策統括官（経済社会システム
担当）
同 21年 7月 同府大臣官房長
同 24年 1月 同府事務次官
同 26年 1月 同府顧問
同 26年 7月 (株)第一生命経済研究所 特別顧問（現）
同 27年 6月 当社取締役（現）

〈所有する当社の株式数〉

11,896株

〈重要な兼職の状況〉

(株)第一生命経済研究所 特別顧問
イノテック(株) 社外取締役
(株)Gunosy 社外取締役

8 〈取締役会の出席回数及び出席率〉（平成27年度）

定時：9回／10回（90％） 臨時：3回／3回（100％）

〈社外取締役候補者とした理由等〉

松元崇氏は、財務省及び内閣府の要職を歴任された経験から行・財政、金融その他経済全般に関する見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、国家公務員としての長年の経験と高度な専門的見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社と(株)第一生命経済研究所との間に取引関係はありません。
- (2) 当社とイノテック(株)との間に取引関係はありません。
- (3) 当社と(株)Gunosyとの間に取引関係はありません。

とく の う ま り こ
得能 摩利子 (昭和29年10月6日生)

独立役員

新 任



〈略歴及び当社における地位〉

平成 6年 1月 ルイ・ヴィトン・ジャパン(株)
(現ルイ・ヴィトンジャパン(株)) 入社
同 14年 4月 同社シニアディレクター・セールス
アドミニストレーション
同 16年 3月 ティファニー・アンド・カンパニー・
ジャパン・インク ヴァイスプレジデント
同 22年 8月 クリスチャン・ディオール(株)
代表取締役社長
同 25年 9月 フェラガモ・ジャパン(株)
代表取締役社長兼CEO (現)

〈所有する当社の株式数〉

0株

〈重要な兼職の状況〉

フェラガモ・ジャパン(株)
代表取締役社長兼CEO
(株)ハピネット 社外取締役

〈社外取締役候補者とした理由等〉

得能摩利子氏は、国際的大手企業の日本法人における経営者としての豊富な経験から、国際企業戦略及び経営全般に関する見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社とフェラガモ・ジャパン(株)との間に取引関係はありません。
- (2) 当社と(株)ハピネットとの間に取引関係はありません。

注1：各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注2：各候補者の所有する当社の株式数には、三菱マテリアル役員持株会における本人の持分数を含めております。

注3：岡本行夫、松元崇、得能摩利子の各氏は、社外取締役候補者であります。

注4：当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。これにより、当社は、岡本行夫、松元崇の両氏との間で、責任限定契約を締結しており、また、新任の社外取締役候補者である得能摩利子氏が社外取締役に就任した場合には同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、以下のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、岡本行夫、松元崇の両氏が社外取締役に就任した場合、当該責任限定契約は、引き続き効力を有するものとしております。

- ・会社法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該取締役を免責する。

注5：当社は、岡本行夫、松元崇の両氏を、(株)東京証券取引所の規定に基づく独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員）として、同取引所に届け出ております。また、得能摩利子氏を、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 山ノ邊敬介、湊明彦の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

く ぼ た ひろし
久保田 博 (昭和33年11月23日生)

新 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和56年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社
平成21年 6月 当社経営倫理部門経営監査室室長補佐
同 23年 6月 経営倫理部門経営監査室長
同 24年 4月 経営倫理部門長
同 24年 6月 経営監査部長
同 26年 4月 フェロー・経営監査部長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

16,633株

〈監査役候補者とした理由〉

久保田博氏は、これまで主に経理・財務関係の部署に在籍し、米国三菱セメント社や東南アジア事業支援センター（現三菱マテリアルSEA社）にも勤務。

平成23年の経営監査室長を経て、平成24年に経営監査部長に就任し、内部監査におけるコンサルティング手法の導入や海外事業所に対する監査体制の確立により、総合経営監査の専門性と実効性を高めた実績を有するとともに、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験と財務・会計に関する専門的見識を有しており、監査役として経営の監視を適切に行えるものとして選任をお願いするものであります。

社外監査役候補者

石塚 勝彦 (昭和36年2月15日生)

独立役員

新任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和59年 4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀行) 0株
入社
平成23年 5月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
執行役員・経営企画部長
兼(株)三菱東京UFJ銀行
執行役員・企画部部長 (特命担当)
同 24年 5月 (株)三菱東京UFJ銀行 執行役員・企画
部長
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
執行役員・経営企画部付部長
同 26年 5月 (株)三菱東京UFJ銀行 常務執行役員・
企画部長
兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
執行役員・経営企画部付部長
同 27年 5月 (株)三菱東京UFJ銀行
常務執行役員・トランザクション
バンキング本部長
同 28年 5月 (株)三菱東京UFJ銀行 常務執行役員(現)

〈所有する当社の株式数〉

〈社外監査役候補者とした理由等〉

石塚勝彦氏は、金融機関において経営に携わった経験から、財務・会計及び経営企画その他経営全般に関する見識を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社は、(株)三菱東京UFJ銀行との間に資金の借入等の取引関係があります。
- (2) 石塚勝彦氏は、当社と取引のある金融機関の業務執行者であります。資金調達における当該金融機関に対する依存度が高くないことや他の金融機関等による代替可能性等を総合的に勘案し、(株)東京証券取引所が定める独立性基準における「主要な取引先の業務執行者」には該当しないと考えております。また、同基準におけるその他の項目にも抵触していないため、十分な独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
- (3) 同氏は、平成28年6月28日付で(株)三菱東京UFJ銀行の常務執行役員を退任する予定であります。

注 1：両候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注 2：石塚勝彦氏は、社外監査役候補者であります。

注 3：当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、監査役との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。これにより、当社は、新任の監査役候補者である久保田博、石塚勝彦の両氏が監査役に就任した場合には両氏と責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該監査役を免責する。

注 4：当社は、石塚勝彦氏を、(株)東京証券取引所の規定に基づく独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員）として、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の当社第82回定時株主総会において、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除き「月額4,900万円以内（うち社外取締役月額400万円以内）」とご決議をいただき現在に至っております。

このたび、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため社外取締役を増員することに伴い、取締役の報酬額を「月額4,900万円以内（うち社外取締役月額600万円以内）」に改定することといたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする事といたしたいと存じます。

第3号議案（取締役9名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役数は9名（うち社外取締役3名）となります。

当社は、平成25年6月27日開催の当社第88回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について、株主の皆様のご承認をいただいております（更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、以下「現対応策」といいます。）。現対応策は、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、現対応策の有効期間の満了を受け、現対応策の更新について、現対応策導入後の買収防衛策に関する実務の動向等を踏まえ、更新そのものの是非も含めて検討してまいりました。その結果、下記1. に記載のとおり、現在においても、当社の中長期的な株主価値に資さない当社株式の大規模買付等（下記3. (1) (a) において定義されます。以下同じとします。）が想定され得ること、また、わが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではないと考えられることから、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下単に「中長期的な株主価値」といいます。）の確保・向上のための対応策の必要性は継続していると判断いたしました。これを踏まえ、当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されているものをいい、以下単に「基本方針」といいます。）に基づき、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現対応策の内容を一部改定した上で更新すること（以下「本更新」といい、改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、本更新につき、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。また、ご承認が得られた場合の新対応策の有効期間は、平成31年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結時までとなります。

なお、本更新に伴う現対応策からの主な変更点は、当社の中長期的な株主価値を著しく損なうと認められる類型の一部を削除したことであります。

1. 新対応策導入の目的

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等の提案に応じるか否かのご判断についても、原則として、個々の株主の皆様の自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、中長期的な株主価値を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が株主の皆様に代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しない

もの、対象会社を買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、複合事業集団としての価値創造に取り組んでおりますが、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様の投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社取締役会は、当社の中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、現対応策を一部改定の上、更新することを決定いたしました。

なお、対抗措置の発動等に当たっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重することとしております。また、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりであります。

また、平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式が大規模買付等の対象とされている、または、対象とする旨の提案を受けているとの認識はございません。

2. 新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、以下のとおり、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、新対応策の内容を、(株)東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

3. 新対応策の内容

(1) 新対応策に係る手続

(a) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下の①または②に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

①当社が発行者である株券等^{注1}について、保有者^{注2}の株券等保有割合^{注3}が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等^{注4}について、公開買付け^{注5}に係る株券等の株券等所有割合^{注6}及びその特別関係者^{注7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の当社への提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

「意向表明書」の内容の概要は、以下のとおりであります。

①買付者等の概要^{注8}

②買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

③買付者等が提案する大規模買付等の概要^{注9}

(c) 情報の提供

上記 (b) の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」が提出された日から10営業日^{注10}（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を送付いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供された情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

当社取締役会は、「情報リスト」の発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記（e）において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間（初日不算入）延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記（d）において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといたします。また、当社取締役会は、買付者等に対して本必要情報の提供を要請する都度、必要に応じて、買付者等による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有者^{注11}、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細^{注12}
- ②大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容^{注13}
- ③大規模買付等の対価の算定根拠^{注14}
- ④大規模買付等の資金の裏付け^{注15}
- ⑤大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意等の具体的内容
- ⑧大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(d) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

更に、当社は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(e) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、買付者等に情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、以下の①または②の期間（いずれも初日不算入）といたします。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最長60日間

②その他の大規模買付等の場合には最長90日間

ただし、上記①、②のいずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には延長できるものといたします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最長30日間（初日不算入）といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の中長期的な株主価値の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(f) 独立委員会に対する諮問

当社取締役会は、買付者等が上記 (b) 乃至 (e) 及び下記 (j) に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

(g) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、以下の手続に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①または②に定める勧告を行った場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記（b）乃至（e）及び下記（j）に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認める場合であって、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものいたします。

②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

①に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

(h) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（g）の独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から相当であると最終的に判断する場合には、対抗措置の発動に関する決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記の取締役会決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であると不発動であるとを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示いたします。

(i) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものいたします（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。）。

①独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

②当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合
当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものいたします。

(j) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものいたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものいたします。

(k) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、上記 (h) または (i) の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものいたします。

①買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

②当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても、上記 (g) の勧告に準じて、速やかに情報開示いたします。

当社取締役会は、上記独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえ当社取締役会が当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から当該対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議し、速やかにその旨を開示いたします。

(2) 新対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 (1) (h) または (i) に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てといたします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりといたします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動を機動的に行うために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

(3) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、平成31年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものといたします。

①当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合

②当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

新対応策については、平成29年以降も、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非について検討の上、決定いたします。

また、当社は、新対応策が廃止された場合には、当該廃止の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示いたします。

4. 新対応策の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を全て充足していること

新対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有すると考えております。更に、新対応策は、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

(2) 当社の中長期的な株主価値の確保・向上を目的としていること

新対応策は、上記1.に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の中長期的な株主価値を確保し、向上させることを目的としております。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本更新を行うこととしております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、新対応策に定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとしております。

更に、新対応策の有効期間は、平成31年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、上記3. (3) に記載のとおり、当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合には、新対応策はその時点で廃止されます。

これに加えて、当社の取締役の任期は1年となっておりますので、たとえ新対応策の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことも可能であります。

従いまして、新対応策の導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の中長期的な株主価値に資するよう新対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

新対応策は、上記3. (1) (g)、(h) 及び (i) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) いわゆるデッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3) に記載のとおり、新対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従いまして、新対応策は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策^{注16}ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であるため、新対応策は、いわゆるスローハンド型買収防衛策^{注17}でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新に当たって株主及び投資家の皆様にご与える影響

本更新に当たっては、本新株予約権の発行自体は行われません。従いまして、新対応策がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化も生じません。従いまして、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはないと考えております。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合であっても、上記3. (1) (k) に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになります。そのため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して買付者等に不利な条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されます。しかしながら、その場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはないと考えております。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手續

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告いたします。

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要であります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知いたします。

- 注 1：金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、新対応策において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、新対応策において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 注 2：金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 注 3：金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 注 4：金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本②において同じとします。
- 注 5：金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 注 6：金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 注 7：金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 注 8：①氏名または名称及び住所または所在地、②代表者の役職及び氏名、③会社等の目的及び事業の内容、④大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要、⑤国内連絡先、並びに、⑥設立準拠法を含みます。
- 注 9：買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に定義される重要提案行為等をいいます。）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。
- 注10：営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- 注11：金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- 注12：沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。
- 注13：大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、並びに大規模買付等の実行の現実的可能性等を含みます。
- 注14：算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。
- 注15：資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。
- 注16：取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策をいいます。
- 注17：取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策をいいます。

以 上

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会を構成する委員（以下「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役または(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 新対応策に係る対抗措置の発動の是非（大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうか否か及び株主意思確認総会招集の要否の判断を含む。）
 - (2) 新対応策に係る対抗措置の中止または撤回
 - (3) 新対応策の廃止及び変更
 - (4) 取締役会評価期間の延長の可否
 - (5) その他新対応策に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の中長期的な株主価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員略歴

新対応策当初の独立委員会の委員は、以下の3名であります。

おかもと ゆきお
岡本 行夫（昭和20年11月23日生）当社社外取締役

〔略 歴〕

昭和43年 4月	外務省入省
平成 3年 1月	同省退官
同 3年 3月	(株)岡本アソシエイツ 代表取締役（現）
同 12年 6月	当社取締役（現）
同 18年 6月	三菱自動車工業(株) 社外監査役
同 20年 6月	日本郵船(株) 社外取締役（現）
同 26年 6月	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役（現）

※ 岡本行夫氏は、当社の社外取締役であります。

※ 同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

まつもと たかし
松元 崇（昭和27年11月25日生）当社社外取締役

〔略 歴〕

昭和51年 4月	大蔵省（現財務省）入省
平成15年 7月	同省大臣官房参事官
同 16年 7月	同省主計局次長
同 19年 7月	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
同 21年 7月	同府大臣官房長
同 24年 1月	同府事務次官
同 26年 1月	同府顧問
同 26年 7月	(株)第一生命経済研究所 特別顧問（現）
同 27年 6月	イノテック(株) 社外取締役（現） 当社取締役（現）
同 27年 8月	(株)Gunosy 社外取締役（現）

※ 松元崇氏は、当社の社外取締役であります。

※ 同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

かさい なおと
笠井 直人（昭和37年11月17日生）当社社外監査役

〔略 歴〕

平成 2年 4月	弁護士登録 柏木総合法律事務所入所
同 7年 4月	笠井総合法律事務所入所
同 18年 1月	笠井総合法律事務所 代表弁護士（現）
同 22年 4月	第二東京弁護士会 副会長
同 26年 6月	当社監査役（現）

- ※ 笠井直人氏は、当社の社外監査役であります。
- ※ 同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。
- ※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ※ 当社は、同氏が所属する法律事務所と顧問弁護士契約を締結しておりません。

以 上

当社大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	85,997千株	6.56%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	53,820	4.11
全国共済農業協同組合連合会	31,351	2.39
明治安田生命保険(株)	31,018	2.37
MSIP CLIENT SECURITIES	30,058	2.29
(株)三菱東京UFJ銀行	24,651	1.88
三菱重工業(株)	19,000	1.45
三菱地所(株)	17,397	1.33
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	17,263	1.32
日本生命保険(株)	16,736	1.28

注：出資比率は自己株式（4,862,944株）を控除の上、計算しております。

以 上

当社の中長期的な株主価値を著しく損なうと認められる類型

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者^{注1}、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者^{注2}、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者^{注3}（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権

を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

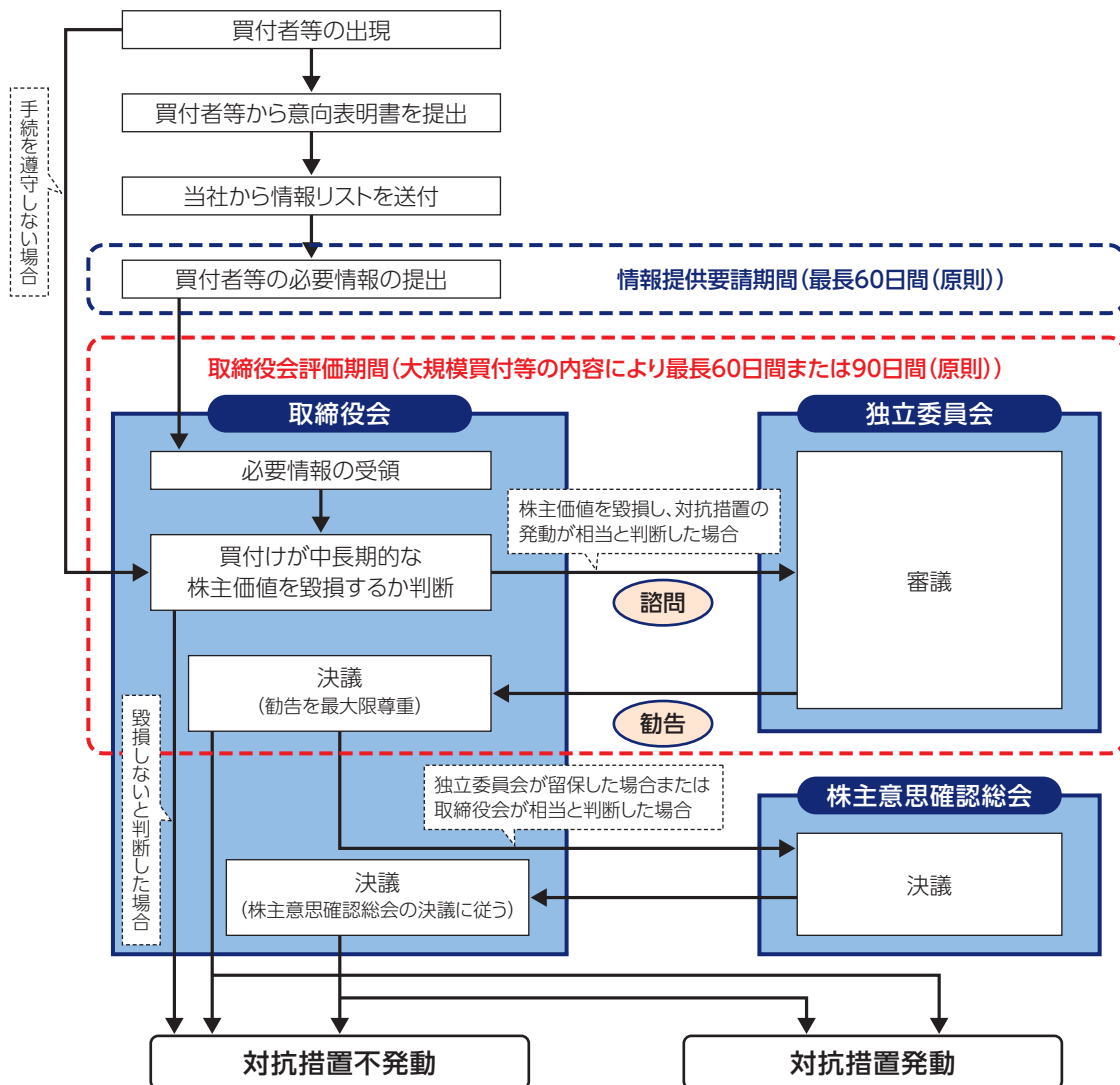
注1：当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の中長期的な株主価値に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2：公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の中長期的な株主価値に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注3：ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

(ご参考) 新対応策の概要



注：この図は、新対応策のご理解に資することを目的として、手続の概要を図示したものです。具体的な内容につきましては、新対応策の本文をご覧ください。

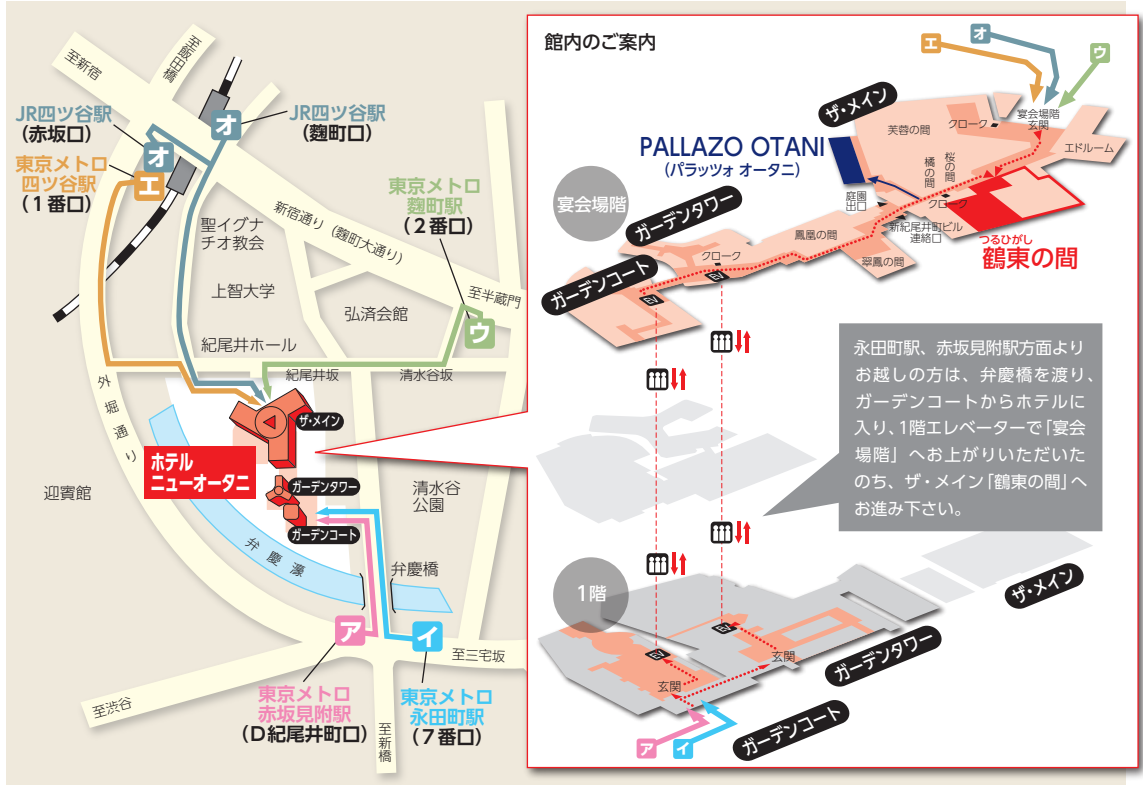
以 上



メモ欄

第91回 定時株主総会 会場ご案内図

ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階「鶴東の間」
 東京都千代田区紀尾井町4番1号 TEL.03-3265-1111(代)
 会場の部屋が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通	東京メトロ	ア 赤坂見附駅 (銀座線・丸ノ内線) イ 永田駅 (有楽町線・半蔵門線・南北線) ウ 麹町駅 (有楽町線) エ 四ツ谷駅 (丸ノ内線・南北線)	D 紀尾井町口 より 徒歩約10分 7 番口 より 徒歩約10分 2 番口 より 徒歩約10分 1 番口 より 徒歩約10分
	JR	オ 四ツ谷駅 (中央線・総武線)	麹町口・赤坂口 より 徒歩約10分

※お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

ご案内

当社では、第91回定時株主総会終了後、「鶴東の間」にて経営説明会を実施し、その後「PALLAZO OTANI (パラッツォ オータニ)」にて当社の事業内容や製品を紹介する場を設ける予定としております。